

## さいたま市認可外保育施設指導監督要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条から第59条の2の6に基づき認可外保育施設に対する指導監督の実施に必要な手続き等を定め、その円滑な運用に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、認可外保育施設とは、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていないものをいう。

### (指導監督の対象)

第3条 認可外保育施設に対する指導監督は、施設整備又は施設運営に要する経費について、公的支出が行われている施設も含め、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知（以下「通知」という。））の第1の4における届出対象施設を重点対象として行う。

### (実施機関)

第4条 認可外保育施設に対する指導監督は、子育て未来部において実施する。

### (指導監督の実施)

第5条 認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があつた場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容を説明し、指導監督基準の遵守を求める。

2 認可外保育施設の把握は、通知の第1の4により行うものとし、認可外保育施設を設置した場合の届出は、認可外保育施設設置届（様式第1号-1）（法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする事業所（事業者）（以下「居宅訪問型保育事業所（事業者）」という。）にあつては、様式第1号-2、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする事業所（個人）（以下「居宅訪問型保育事業所（個人）」という。）にあつては、様式第1号-3）により行うものとする。

3 認可外保育施設に対する報告徴収は、通知の第2の2により行うものとし、通常の報告徴収については、運営状況報告（様式第2号-1）（居宅訪問型保育事業所（事業者）にあつては、様式第2号-2、居宅訪問型保育事業所（個人）にあつては、様式第2号-3）により行うものとする。ただし、必要と認められる場合は、この様式

によらないで行うことができる。

- 4 事故等が生じた場合の報告は、教育・保育施設等事故報告書（様式第3号）により徴収するものとする。但し、こども家庭庁が様式を改正した場合は、改正後の様式にて徴収するものとする。
- 5 長期滞在児がいる場合の報告は、長期滞在児報告書（様式第4号）により徴収するものとする。
- 6 届出事項のうち、内閣府令で定める事項に変更が生じた場合及び施設を廃止し、又は休止した場合の報告は、それぞれ認可外保育施設事業内容等変更届出書（様式第5号）及び認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書（様式第6号）により徴収するものとする。
- 7 認可外保育施設に対する立入調査は、通知の第2の3により行うものとし、立入調査を行う場合は、あらかじめ第3項による運営状況報告の提出を求め、これに基づき行うものとする。ただし、必要と認められる場合は、あらかじめ運営状況報告の提出を求めないで行うことができる。
- 8 立入調査の指導監督は、認可外保育施設指導監督所管部等の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保健師、看護師及び医師等の専門的知識を有する者を加える。
- 9 前項の規定により立入調査を行う職員は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条に定める証票を携帯しなければならない。

#### （指導監督結果の措置）

第6条 通知に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）に照らして改善を求める必要があると認められる認可外保育施設に対しては、次の措置を行うものとする。

##### (1) 指導

認可外保育施設からの報告徴収又は立入調査によって指導すべき事項等が明らかになった場合は、通知の第3の2に基づき、原則として文書（様式第7号-1）（居宅訪問型保育事業所にあつては、様式第7号-2）により指導を行い、また、回答を得て確認するものとする。

##### (2) 勧告

前号の指導に応じないもの又は適切な児童の処遇を確保するため、特に必要と認められる場合は、通知の第3の3（2）①に基づく施設の改善勧告（様式第8号）を行うものとする。

(3) 前号による勧告を行ったときは、通知の第3の3（2）③に基づいて勧告後の改善状況調書（様式第9号）による認可外保育施設からの報告徴収又は立入調査を実施し、改善措置の状況を確認するものとする。

(4) 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、通知の第3の3（3）

により、利用者に対し周知するとともに、必要に応じ、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、公表を行うことができる。

(事業の停止・施設の閉鎖命令)

第7条 事業の停止又は施設の閉鎖命令については、通知の第4に基づいて行う。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日以降に、この要綱の施行前の様式により届出又は報告があったものについては、施行後の様式により届出又は報告があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行し、令和8年4月1日から適用する。